

4 関西大学高槻ミュージズキャンパス

1 施設建築

(1) 進捗状況

	内 容
全 体	出来高 98% (1月末現在)
竣工検査	1月29日 高槻市開発条例 検査結果通知書交付 2月10日 消防検査 検査済証交付 2月19日 建築確認検査 検査済証交付予定 大阪府福祉のまちづくり条例 整備基準適合証 交付予定

[外観]



[コンベンションホール]



[児童図書館]



[体育館]



(2) 今後の予定

月 日	内 容
2月24日	竣工式
～3月下旬	開校準備
4月 1日	大学 入学式 (千里キャンパス)
4月 2日	初等部、中等部、高等部 入学式 (高槻ミュージズキャンパス)
4月24日	オープニングセレモニー

2 地・学連携

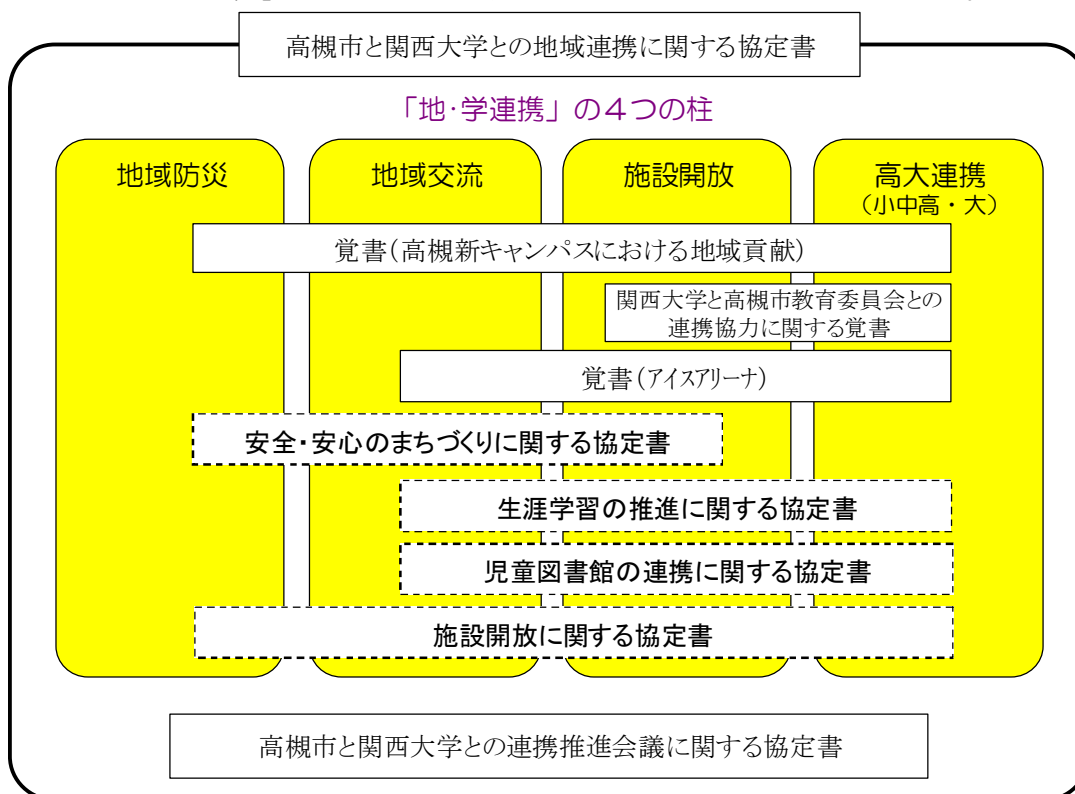
(1) 地・学連携の進め方について

「地域防災」、「地域交流」、「施設開放」、「高大連携」の4つの方向性を基本に、基本的な事項を定めた協定書の締結に向け、関西大学と協議を進めており、「地・学連携」を着実に継続的に実施する。

分野	協定等の名称	締結日
全体	高槻市と関西大学との地域連携に関する協定書(包括協定)	平成16年7月14日
	覚書(高槻新キャンパスにおける地域貢献)	平成20年8月18日
	高槻市と関西大学との連携推進会議に関する協定書	平成21年2月26日
地域防災	安全・安心のまちづくりに関する協定書(案)	資料-1
地域交流	生涯学習の推進に関する協定書(案)	資料-2
	児童図書館の連携に関する協定書(案)	資料-3
施設開放	覚書(アイスアリーナ)	平成18年7月7日
	施設開放に関する協定書(案)	資料-4
高大連携	関西大学と高槻市教育委員会との連携協力に関する覚書	平成16年4月30日

(2) 地・学連携にかかる協定書等の関係について

「地・学連携」にかかる協定書等の関係は以下のとおりである。



(3) 地・学連携の取組について

今後速やかに締結を予定している各協定書に基づき、平成 20 年 12 月 1 日の市街地整備促進特別委員会で提示した取組を実施すべく「地・学連携」を進め、決まったものから適宜適切に市民などへ周知していく。

○地域防災

地域防災に関する連携を促進するに当たり、社会安全学部との連携は必要不可欠であり、特に平常時の取組については、教授をはじめとする教員とも連携をしながら進める必要がある。

そこで、社会安全学部が高槻に立地するメリットを最大限に生かし、教員も含めた実務者レベルの作業部会等を開校後に設置し、高槻市ならではの共同研究等について具体的な検討を行い、実施していくものである。また、自主防災組織や企業等との連携についても実施手法について検討を行っていく。

○地域交流

様々なまちづくりの課題に関する大学、市民、行政等の共同研究や、生涯学習においては、市民公開講座の高槻での開催など、それぞれの企画において適宜適切に市民へ周知し、市と大学が協力しながら、大学が有する「知」の還元を行っていく。

○施設開放

基本的には、教育・研究に支障のない範囲での施設開放となり、今後締結予定の「施設開放に関する協定書」に基づき、6月の関西大学との連携推進会議において調整の上、行政や市民等に向けた施設開放に関する「基準」を定めるものである。

なお、新設校であるため、現時点では、小中高も含めた教室等の年間利用計画が定まっておらず、具体の利用方法が決まり次第、市民等へ適宜周知を行うものである。

○高大連携

教育に関する連携としては、既に締結している「関西大学と高槻市教育委員会との連携協力に関する覚書」を基本に、小中学校も含めた連携を今後も推進していく。

大学生と中学生のクラブ交流、研究成果を小学生向けに紹介する講座など実施中のものから、同世代の生徒や、教職員の交流など私立と公立のそれぞれが、お互いに認め合いながら、交流を深めていくものである。

安全・安心のまちづくりに関する協定書（案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成16年7月14日に締結した「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」及び、平成20年8月18日に締結した地域貢献に関する「覚書」に基づき、安全・安心のまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携して、安全・安心のまちづくりの推進並びに、災害発生時における応急対策を行うことにより、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（協力）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する協力の要請等をするときは、あらかじめ定めている甲乙双方の責任者等を通じて行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する協力の要請等を受けたときは、本協定の範囲内で協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力の要請等に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

（1）平常時

- ア 安全・安心のまちづくりに関する講座・イベント等の実施
- イ 安全・安心のまちづくりに関する共同研究
- ウ 安全・安心のまちづくりに関する人的交流
- エ 安全・安心のまちづくりの事業を通じた学生ボランティア等の育成

（2）災害発生時

- ア 乙の施設の一部を避難所及び支援場所等として提供
- イ 乙が備蓄する災害用備蓄物資及び応急処置用資機材の被災者への提供

（3）その他、甲乙双方が必要と認める事項

2 前項の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（施設提供期間）

第4条 前条第1項第2号アに規定する施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）とし、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高槻市桃園町2番1号
高槻市

市長 **奥本 務**

乙 吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人 関西大学

理事長 **上原 洋允**

生涯学習の推進に関する協定書（案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成 16 年 7 月 14 日に締結した「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」及び、平成 20 年 8 月 18 日に締結した地域貢献に関する「覚書」に基づき、生涯学習の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携して、生涯学習に係る機会を提供することにより、市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民の生涯学習の振興を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る活動のための乙の施設の使用に関すること
- (2) 生涯学習に係る講座等の実施に関すること
- (3) 生涯学習に係る情報の提供に関すること
- (4) その他甲乙協議のうえ決定した事項

（協議）

第3条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を 2 通作成し、署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高槻市桃園町 2 番 1 号
高槻市

市長 奥本 務

乙 吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号
学校法人 関西大学

理事長 上原 洋允

児童図書館の連携に関する協定書（案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成16年7月14日に締結した「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」及び、平成20年8月18日に締結した地域貢献に関する「覚書」に基づき、児童図書館の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携して、高槻市民への読書環境の充実に資するとともに、地域文化の発展と生涯学習の進展に寄与することを目的とする。

（協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力を行う。

- (1) 児童図書館に関すること
- (2) その他甲乙協議のうえ決定した事項

2 前項の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協議）

第3条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高槻市桃園町2番1号
高槻市

市長 奥本 務

乙 吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人 関西大学

理事長 上原 洋允

施設開放に関する協定書（案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成 16 年 7 月 14 日に締結した「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」及び、平成 20 年 8 月 18 日に締結した地域貢献に関する「覚書」に基づき、乙の所有する高槻ミューズキャンパスの施設（以下「乙の施設」という。）を開放することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の教育研究活動に支障のない範囲で、甲及び市民等（以下「市民等」という。）に対し、乙の施設の開放にあたって便宜を図ることにより、人的・知的資源の交流を促進し、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において、双方の発展と充実に寄与することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定において、大学施設とは次に定める施設をいう。

- (1) 大学図書館
- (2) 児童図書館
- (3) コンベンションホール
- (4) 生涯学習センター
- (5) 展示スペース、その他教室
- (6) カフェ交流サロン
- (7) レストラン
- (8) グラウンド・体育館・プール等体育施設
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な施設

（使用の許可）

第3条 市民等が、乙の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ乙の許可を受けなければならない。

（使用の条件）

第4条 乙の施設を使用する場合は、乙が別に定める大学施設の開放に係る基準に基づくものとする。

2 前項の基準については甲乙協議するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高槻市桃園町2番1号
高槻市

市長 **奥本 務**

乙 吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人 関西大学

理事長 **上原 洋允**

5 周辺道路整備

